

# 長浜市商工会からのお知らせ



令和5年11月1日(第53号)

 **長浜市商工会**

TEL:0749-78-2121

FAX:0749-78-1300

情報配信専用e-mail:news@nagahamasci.or.jp

お役に立てる情報の配信に心がけております。  
ご要望などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

## <目次>

～事業承継や経営上のあらゆるお悩みのご相談に対応します～

- ① 「第11回事業承継支援個別相談会」開催のお知らせ
- ② 滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターのご紹介
- ③ 滋賀県よろず支援拠点「長浜サテライト」のご案内

～補助金・助成金のお知らせ～

- ④ 小規模事業者持続化補助金<一般型>のご案内 (再掲)
- ⑤ キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」のご案内

～販路開拓・ビジネスチャンス拡大を後押しします～

- ⑥ 「長浜ものづくりTECH 2023」のご案内

### ① 「第11回事業承継支援個別相談会」開催のお知らせ

経営者の高齢化が進む中、事業承継や引継ぎ(M&A)によって経営資源を次世代に引き継ぐことは喫緊の課題です。

事業を後継者につがせることになったが、どのような手続きをすればよいか？

個人事業主だが、後継者がいない。

事業を他の事業者に譲渡したいが、どのように進めていけばよいか？

さまざまなお悩みをご相談ください。できることから始めましょう！

「相談無料」「秘密厳守」「専門家(中小企業診断士)がご相談に応じます」

【相談日時】 令和5年12月12日(火) 10:00～16:30 (4組限定)  
③13:30～15:00、④15:00～16:30 が空いております

【相談会場】 長浜市商工会 (長浜市役所湖北支所内)

【主催】 滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター

相談ご希望の方は、別添申込書に必要事項をご記入いただき、長浜市商工会まで  
電話(78-2121)もしくはFAX(78-1300)にてご返信ください。

※ 先着順とさせていただきます。詳細は添付資料をご覧ください。

## ② 滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターのご紹介

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターでは、事業承継をご検討、あるいはこれから考えようとされている中小企業の経営者・後継者のみなさまに対して、円滑な事業承継が実現すべくサポートしていただけます。

- ・ ご親族、従業員、第三者、だれに事業承継すれば良いかまだ決まっておられない方  
何から進めていけば良いのか？ 資格関係・許認可関係は？ ひとつひとつ事業に合わせたご相談をお受けいただけます。
- ・ 後継者(候補)のおられない経営者のみなさま  
事業を引き継いでいただける方(第三者)のご紹介  
引継ぎにあたっての事務手続き等のサポートをお受けいただけます

センターの活動はすべて中小企業庁の事業で行われており、**無料かつ秘密厳守**です。  
事業承継は先のこととお考えの方も、この機会にぜひ事業承継について考えてみませんか。  
経験豊かなスタッフがご相談に応じていただけますので、安心してお申込みください。

### 【お申込み】

ご相談ご希望の方は添付しております「事業承継相談申込書」にてお申込みください。  
商工会担当者にお渡しいただいても結構です。

### 【お問合せ】

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター  
大津市打出浜2番1号 コラボしが21 9階  
TEL: 077-511-1505  
FAX: 077-526-5860  
URL: <https://shiga-hikitsugi.jp/>



## ③ 滋賀県よろず支援拠点「長浜サテライト」のご案内

中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の  
中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方の売上拡大や  
経営改善など、経営上のあらゆる悩みのご相談に対応いただけます。



# 令和5年10月～12月 スケジュール

無料相談

		開設日				
	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週	
10月	5日(木) 乾CO	10日(火) 西本CO	19日(木) 乾CO	23日(月) 川崎CO	30日(月) 川崎CO	
11月	9日(木) 乾CO	17日(金) 乾CO	20日(月) 西本CO	27日(月) 川崎CO		
12月	6日(水) 乾CO	13日(水) 乾CO	20日(水) 西本CO	25日(月) 川崎CO		

相談時間:10時～17時

## 担当コーディネーター



コーディネーター  
(CO)  
乾 竜夫

### 【アドバイス内容】

- ・マーケティング戦略策定支援
- ・IT活用支援
- ・Web活用支援
- ・地域活性化支援

### 【資格・キャリア】

- ・中小企業診断士
- ・ITコーディネーター
- ・上級ウェブ解析士



コーディネーター  
(CO)  
西本 文雄

### 【アドバイス内容】

- ・現場改善
- ・経営改善計画策定
- ・生産性向上

### 【資格・キャリア】

- ・中小企業診断士



コーディネーター  
(CO)  
川崎ますみ

### 【アドバイス内容】

- ・マーケティング
- ・店舗改善
- ・創業支援
- ・経営戦略

### 【資格・キャリア】

- ・中小企業診断士
- ・一級販売士

## 【お問合せ先】

滋賀県よろず支援拠点「長浜サテライト」

長浜商工会議所 1階 長浜ビジネスサポート協議会内

TEL: 0749-63-7333

## 【主催・運営】

滋賀県よろず支援拠点

滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21 2階 滋賀県産業支援プラザ内

TEL: 077-511-1425

FAX: 077-511-1418

E-Mail: [yorozu@shigaplaza.or.jp](mailto:yorozu@shigaplaza.or.jp)

## ④ 小規模事業者持続化補助金<一般型>のご案内 (再掲)

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓などの取り組み(例:新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、地道な販路開拓等とあわせて行う業務効率化(生産性向上等)の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

受付締切: 第14回: 令和5年12月12日(火)

第15回: 年度内に公募予定(時期未定)

申請方法: 原則、Jグランツでの電子申請(書面郵送での申請も可)

※ 電子申請は事前にGビズIDプライムアカウントが必要です。

補助額・補助率:

商工会の助言等を受けて、経営計画を策定して、販路開拓に取り組むことで、

通常枠は上限**50万円**、特別枠は上限**200万円**、インボイス特例適用の場合は、**更に50万円上乗せ**の補助が受けられます!

(最大補助金額**250万円**、補助率:**2/3**、特別枠の一部については**3/4**)

取組例:



- ・ 機械を導入 新商品の開発、生産をするための機械や設備を導入
- ・ 広告宣伝 新たにテイクアウトを開始したことをPRするチラシの作成と配布
- ・ パッケージ変更 デザインを一新してブランド力を向上し、顧客獲得を図る
- ・ 店舗改装 座敷を個室化して、少人数客を取り込むために店舗を改装する

※ 詳しくは滋賀県商工会連合会ホームページ、または添付のチラシにてご確認ください。

滋賀県商工会連合会HP: <https://www.shigasci.net/jizoku/1394/>

## ⑤ キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」のご案内

年収の壁対策として、労働者一人につき**最大50万円**が助成されます！

2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。

10月1日以降、事業主が新たに社会保険の適用を行った場合、労働者一人あたり最大50万円が助成されます。

詳しくは添付チラシをご覧ください。

【申請方法。助成額お問い合わせ窓口】

ハローワーク長浜 TEL: 0749-62-2030

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken\\_tekiyou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html)

## ⑥ 「長浜ものづくりTECH 2023」のご案内

湖北地域の中小企業が集結し、自社技術や製品・サービスのPRを行うイベントです。

参加者のビジネスチャンスを広げ、新たな取引先を見つける場もあります。

同時に、地元企業の魅力を学生や地域の皆様に伝え、就労意識の向上や地域への愛着を高めていただくことも願っております。

展示だけではなく楽しい企画も用意されていますので、ぜひお誘いあわせの上、お気軽にご参加ください。

【開催日時】 令和5年11月24日(金) 10:00~17:00

令和5年11月25日(土) 10:00~16:00

【会場】 長浜商工会議所 さざなみタウン一帯

長浜市高田町12番34号

出展企業・イベント情報は



# (第11回) 事業承継支援個別相談会

経営者の高齢化が進む中、事業承継や引継ぎ（M&A）によって経営資源を次世代に引き継ぐことは喫緊の課題です。

事業を後継者につがせることになったが、どのような手続きをすればよいか？

個人事業主だが後継者がいない。何かよい方法は？

事業を他の事業者に譲渡したいが、どのように進めていけばよいか？

などなど、様々なお悩みをご相談ください。  
できることから始めましょう！  
「相談無料」「秘密厳守」です。

## 相談会場

### 長浜市商工会

長浜市湖北町速水2745



## 相談日時

令和5年12月12日（火）

- ① 10:00~11:30
- ② 11:30~13:00
- ③ 13:30~15:00
- ④ 15:00~16:30

## 対象者等

中小企業・  
小規模事業者等の方



コーディネーター  
中小企業診断士・税理士

中川 学

## センタースタッフ



内海



川崎



飯田



奥田



村田

## 主催

# 事業承継支援個別相談会

秘密  
厳守

相談  
無料

令和5年 第11回個別相談会

開催日	個別相談会場	場所	電話番号
12/12(火)	長浜市商工会	滋賀県長浜市湖北町速水2745	0749-78-2121

個別相談会は、4コマです。

(10:00~11:30, 11:30~13:00)

(13:30~15:00, 15:00~16:30)

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター  
〒520-0806 大津市打出浜2番1号 コラボしが21(9階)  
E-mail : info@shiga-hikitsugi.jp

申込先



TEL : 077-511-1505  
FAX : 077-526-5860

又は、

長浜市商工会  
〒529-0341 滋賀県長浜市湖北町速水2745

TEL : 0749-78-2121  
FAX : 0749-78-1300

## 第11回事業承継支援個別相談会申込書

相談希望日 (場 所)	令和5年12月12日(火) ご希望時間[ : ~ : ] 場所:長浜市商工会 ※ファックスまたはメール受領後、相談時間の連絡を入れさせていただきます。
事業所名	
所在地	〒
代表者名	
業 種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 観光・運輸業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他
連絡先	TEL: E-mail :
状 況	<input type="checkbox"/> 親族内承継 <input type="checkbox"/> 従業員承継 <input type="checkbox"/> 会社・事業の譲渡 <input type="checkbox"/> 会社・事業の譲受 <input type="checkbox"/> その他
ご相談内容 について	

### 個人情報利用目的のご案内

個人情報は、以下の目的で使用し管理します。また、個人情報を予めご本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。  
・各種相談やお問い合わせに関する対応など ・セミナーなどに関する情報のご案内  
・実施する各種調査の公表（公表する際には特定できないように配慮します。）

# 事業承継のご相談は 滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターへ

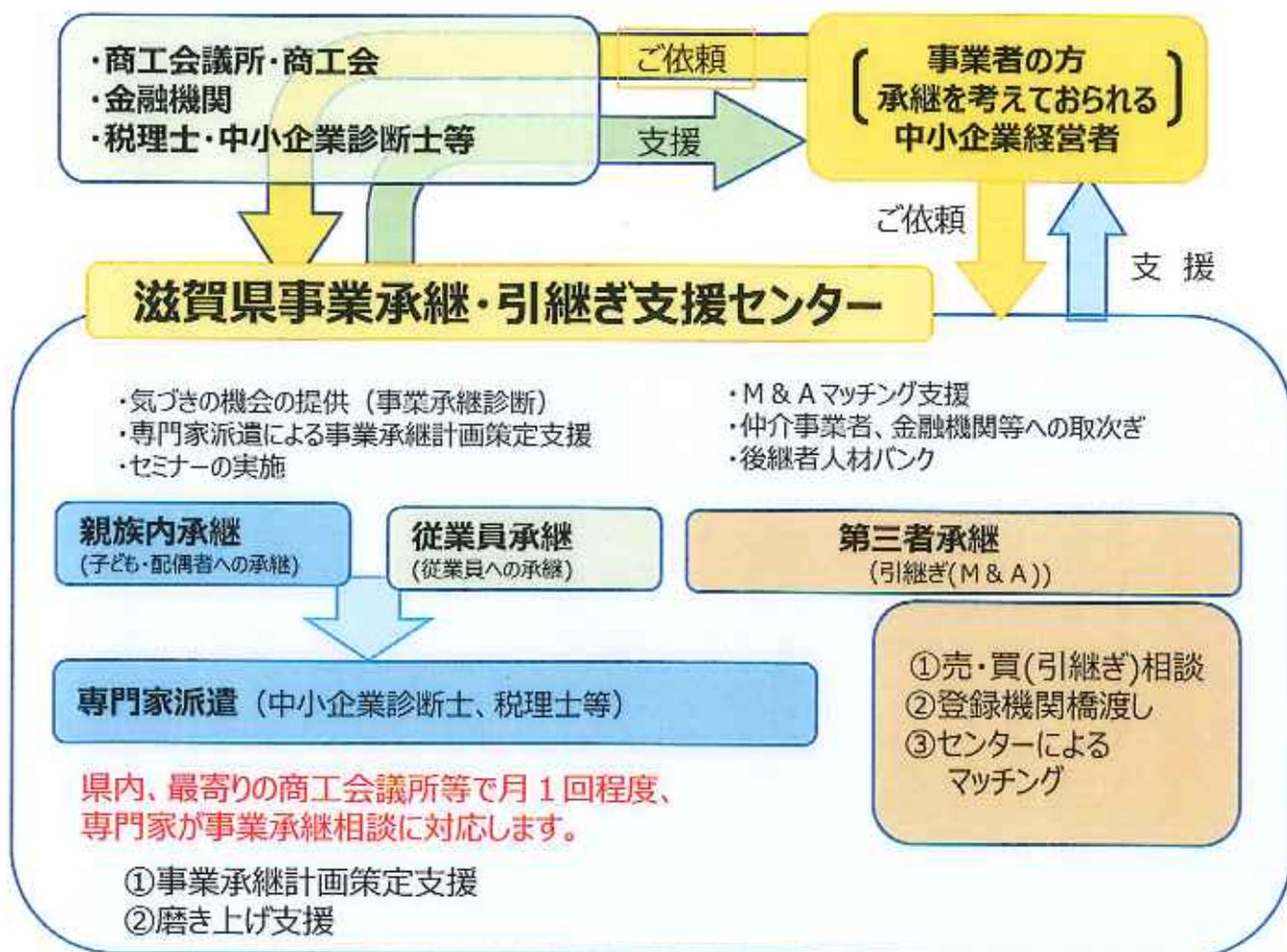
## 事業承継の相談をワンストップで。

あらゆる事業承継について、ご相談いただける窓口ができました。

### 第三者承継＋親族内承継

これまで、第三者による事業引継ぎを支援してきた事業引継ぎ支援センターとおもに親族内承継を支援してきた事業承継ネットワークの機能を統合し令和3年4月より新たに「事業承継・引継ぎセンター」として活動の場を広げます。事業承継に悩むすべての中小企業を、さらに全力でサポートいたします。

3つの安心事業で承継をサポート  
✓国が運営する事業 ✓無料で支援 ✓秘密厳守



【連絡・照会先】 滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター  
〒520-0806 大津市打出浜2番1号コラボしが219階  
TEL : 077-511-1505 (1503)  
URL : <https://shiga-hikitsugi.jp/>

# ～ 親族内承継のご支援内容 ～

派遣専門家による事業承継計画策定の支援を行います

## 事業承継計画書とは？

事業承継に必要な事項・時期について**現経営者と後継者で合意する文書**です

- ✓ 経営環境と経営資源の現状を確認
- ✓ 事業承継を行うために必要な事項の確認  
(課題、将来を見える化)
- ✓ 自社の中長期な経営方針、方向性、目標を設定

これらの事項を進めるためのスケジュール設定（計画策定）を行います。

## 事業承継計画を策定するメリットは？

1 現経営者・後継者間で事業承継に対する覚悟を醸成します

2 現経営者と後継者が一緒に計画書を作成することで、  
今までの事業の歩みを振り返ることができます。  
また両者間のコミュニケーションの機会が増えることも  
大きなメリットです

3 事業承継計画が策定されていることが、金融機関に対して  
信用度アップにもつながります

早めの準備がスムーズな事業承継  
の第一歩です！  
無料で支援、秘密も厳守します。  
安心してご相談ください！



# ～ 事業承継相談申込書 ～

3つの安心で事業承継をサポートします

◇中小企業庁・県が運営する事業 ◇無料で支援 ◇秘密厳守します

## 滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター

まで、お電話、FAXのいずれかでご一報下さい。

TEL ; 077-511-1505

FAX ; 077-526-5860

URL : <https://shiga-hikitsugi.jp/>

フリガナ									
貴社名									
ご住所									
フリガナ									
代表者名									
フリガナ									
相談者名 (代表者=相談者の場合は不要)									
代表者とのご関係									
連絡先電話番号									
相談内容 (複数可) 該当する項目に○印を	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どうすれば事業承継できるか (親族・従業員)</li> <li>・誰かに事業を引継ぎたい (事業引継ぎ・M &amp; A)</li> <li>・だれかの事業を引継いで、事業を拡大したい。</li> <li>・金融機関への借入保証が気がかりだ</li> </ul>								
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">・事業承継計画の作成</td> <td style="width: 50%;">・事業承継税制</td> </tr> <tr> <td>・取引先との関係</td> <td>・従業員との関係</td> </tr> <tr> <td>・金融機関との関係</td> <td>・M &amp; A (事業の引継ぎ)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・その他 ( )</td> </tr> </table>	・事業承継計画の作成	・事業承継税制	・取引先との関係	・従業員との関係	・金融機関との関係	・M & A (事業の引継ぎ)	・その他 ( )	
	・事業承継計画の作成	・事業承継税制							
	・取引先との関係	・従業員との関係							
	・金融機関との関係	・M & A (事業の引継ぎ)							
・その他 ( )									
具体的な相談内容をご記入ください									

折り返し、ご相談の日時・方法等を当センターより連絡いたします。

# 小規模事業者持続化補助金<一般型>のご案内

商工会の助言等を受けて、経営計画を策定して、販路開拓に取り組むことで  
通常枠は上限**50**万円、特別枠は上限**200**万円、インボイス特例適用の  
場合は、**更に50万円上乗せ**の補助が受けられます！

(最大補助金額250万円 補助率：2/3、特別枠の一部については3/4)

※特別枠及びインボイス特例適用の要件等については、裏面及び公募要領をご確認ください。

## 取組例

### 機械を導入

新商品の開発、生産をするための機械や設備を導入



### 広告宣伝

新たにテイクアウトを開始したことをPRするチラシの作成と配布



### パッケージ変更

デザインを一新して、ブランド力向上し、顧客獲得を図る



### 店舗改装

座敷を個室化して、少人数客を取り込むために店舗改装



## 申請方法

原則、Jグランツでの電子申請（書面郵送での申請も可）  
※電子申請は事前にGビズIDプライムアカウントが必要です。

## 受付締切

**第14回：令和5年12月12日（火）**

**第15回：年度内に公募予定（時期未定）**

※申請には商工会の発行する支援計画書が必要です。**原則、締切日の1週間前までに商工会に申請書類を持参し、発行の手続きをしてください。**

※郵送の場合は、**当日消印有効**

公募要領等 [滋賀県商工会連合会](#) [検索](#)

お問い合わせ先  
長浜市商工会 ☎0749-78-2121

## 《対象事業》

経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、販路開拓等の取組  
新市場開拓や顧客獲得の為の商品開発・デザイン改変、チラシ作成、商談会参加、店舗改装等

## 《応募できる方》

商工会地区で事業を営む小規模事業者等

※小規模事業者とは、以下の表に該当する事業所（詳細は公募要領）

業種	常時使用する従業員数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

令和2年度以降の持続化補助金〈一般型〉〈コロナ特別対応型〉〈低感染リスク型〉の補助事業者は、各補助事業の1年後の報告書の提出が再申請可能の要件となっております。詳しくは公募要領をご確認ください。

## 《対象経費》

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、  
資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費

## 《申請類型一覧及びインボイス特例》

類型	補助上限額	補助率	概要
通常枠	50万円	2/3	小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援
賃金引上げ枠※	200万円	2/3※	販路開拓の取り組みに加え、事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上（既に達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より+30円以上）とする小規模事業者 ※賃金引上げに取り組む事業者のうち赤字事業者については、補助率を3/4に上げるとともに政策加点の対象
卒業枠			販路開拓の取り組みに加え、雇用を増やし小規模事業者として定義する従業員数を超えて事業規模を拡大する事業者
後継者支援枠			販路開拓の取り組みに加え、申請時において「アトツギ甲子園」のファイナリスト及び準ファイナリストになった小規模事業者
創業枠			産業競争力強化法に基づく「認定市区町村等が実施する特定創業支援等事業の支援」を締切時から起算して過去3か年の間に受け、同期間内に開業した小規模事業者
インボイス特例	上記補助上限額に最大50万円上乘せ		2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた（又は登録申請手続き中の）小規模事業者

～ 商工会は、経営支援事業を通じて事業者の明日に貢献します ～

お問い合わせ先  
長浜市商工会 ☎0749-78-2121

年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

- 2023年10月からキャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。
- 労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。
- 支給申請の**事務手続きも簡単**になりました。

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様  
の  
人手不足の解消へ！



パートタイム・有期雇用労働者  
キャラクター「ひびく」ちゃん

「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当)	<b>1年目</b> <b>20万円</b>
② 賃金の <b>15%以上</b> を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	<b>2年目</b> <b>20万円</b>
③ 賃金の <b>18%以上</b> を増額	<b>3年目</b> <b>10万円</b>

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	<b>5%以上</b>	
2時間以上 3時間未満	<b>10%以上</b>	
1時間以上 2時間未満	<b>15%以上</b>	

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう  
手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として  
社会保険料の算定対象としません。

- ※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
- ※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、  
2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

2024(令和6)年1月31日までに取組を開始する場合

キャリアアップ計画書は2024年1月までに管轄労働局に提出してください

<申請スケジュールの例> ※給与を月末締め・翌月15日払いで支払い、手当等支給メニューを選択した場合

		R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12
社会 保 険 の 加 入 時 期	R5 10月	社会保険加入	★	★	★	★	★	★	★	★	★					
	11月	社会保険加入	★	★	★	★	★	★	★	★	★					
	12月	社会保険加入	★	★	★	★	★	★	★	★	★					
	R6 1月	社会保険加入	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★				
キャリアアップ 計画書																

令和6年1月31日までに  
提出(特例期間)

■ 第1期支給対象期  
■ 第2期支給対象期  
★ 給与・手当の支給

- (※) 本助成金の支給を受けるためには、手当の支給等の取組を6か月行うごとに、2か月以内に申請する必要があります。
- (※) 2024(令和6)年2月1日以降に手当の支給等の取組を始める場合は、取組を開始する前日までに、キャリアアップ計画書を提出してください。

# 対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、2023（令和5）年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※1を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険の被保険者となってから2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※2ができますか。

はい

いいえ

その労働者が社会保険に加入してから最長2年間の手当※3等の支給後の取扱いについて、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険の被保険者となった日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

**(2)労働時間延長  
メニュー**

**(1)(2)の  
併用メニュー**

**(1)手当等支給  
メニュー**

本助成金の  
支給要件には  
該当しません。

- ※1 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用されている従業員の4分の3以上である者であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。

10月30日以降は、「年取の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）でもお問い合わせを受け付ける予定です。詳細は後日ご案内します。

